

令和8年第1回

大河原町議会定例会（3月会議）

# 一般質問通告書

大河原町議会

令和8年第1回大河原町議会定例会（3月会議）

一般質問通告書

| No. | 質問者   | 質問事項                   | 質問の要旨   |
|-----|-------|------------------------|---|
| 1 番 | 中村 淳  | 1. 町内美化条例及び一般廃棄物回収について | <p>先日、文教厚生常任委員会の先進地視察に於いて、千葉県野田市を訪問した。野田市の取り組みについて大河原町にも有効で適用すべき内容があったので導入の可否について伺う。</p> <p>また、併せて4月以降に一般廃棄物回収が変更になることを踏まえ、その周知方法や町民の皆様の要望について以下質問する。</p> <p>(1) 野田市のポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例からの適用について</p> <p>① 路上喫煙やポイ捨て等の禁止を重点的に推進する必要がある地域の指定に関する考えについて伺う。</p> <p>② 条例違反に対する罰則（科料）を追加することに関しての考えについて伺う。</p> <p>③ ペットの排せつ物の始末に関しての項目を追加することの可否について伺う。</p> <p>(2) 一般廃棄物回収変更について</p> <p>① 変更がスムーズに行われトラブルがないようにどのような施策を行うかについて伺う。</p> <p>② 今回、回収日が減ることで、分別の仕方は変わらないものの回収袋の使用が増える可能性があるが、町民の金銭的負担を減らす施策は考えているか伺う。</p> <p>③ 以前、回収業者のヒアリングを行った際に費用面で、回収作業車の調達や要員の確保が困難などの課題があったが、今後、競争入札に依る一社選定から、随意契約による複数業者の選定に変更するに当たって業者及び町民に対し、どのような配慮がなされ問題がどのように解消されていくか改めて伺う。また、契約期間が延長されるが、契約時点の物価等を考慮した場合、5年後には乖離する可能性があるが、状況によって期間内であっても契約金額の改定の余地はあるのか併せて伺う。</p> |
| 2 番 | 高屋 伸一 | 1. 通学路の安全対策を急ぐべき       | <p>本町における通学路に面した空き家のブロック塀について、地震や風水害時に倒壊する危険性が高い箇所が多いことから対策について以下伺います。</p> <p>(1) これまで通学路に面するブロック塀について指摘してきたが改善の見られない箇所に空き家が多い。そのような箇所で持ち主との連絡が取れずに改善が進まない箇所はどの程度あるのか。</p> <p>(2) 危険箇所の現地確認はどの程度の頻度で行われているのか。またパトロール時には子供の視点が</p>   |

| No. | 質問者  | 質問事項               | 質問の要旨   |
|-----|------|--------------------|---|
| 2 番 | 高屋伸一 | 1. 通学路の安全対策を急ぐべき   | <p>必要であり、子どもと一緒に安全点検を行うことで、大人だけでは気づきにくい子供ならではの行動の観察等も含めて取り組んでどうか。</p> <p>(3) 危険箇所について、担当課、学校はもちろん各地域や家庭、児童生徒たちへの周知徹底はどのような手法で取り組んでいるのか。</p>   |
| 3 番 | 万波孝子 | 1. 「非核・平和の町」宣言の実践を | <p>大河原町「非核・平和の町」宣言をしたのは昭和61年3月20日である。</p> <p>宣言の内容は<br/>世界の恒久平和と安全を実現することは人類共通の念願であります。地球上では今なお多くの核兵器が造られ、人類の生存に深刻な脅威を与えています。我が国は、世界唯一の被爆国として、全世界の人々に核兵器の恐ろしさを、被爆者の苦しみを訴え、再び地球上に被爆の惨禍を繰り返させてはいけません。</p> <p>大河原町は、我が国の非核三原則を国是とする「造らず、持たず、持ち込ませず」を完全に実施させることを求め、すべての核保有国に対し、核兵器廃絶を求めています。</p> <p>大河原町は、行政の及ぶ地域内を「非核・平和の地域」として、わが町の将来を背負う子ども達の未来が、永遠に戦争のない平和な社会であるように、大河原町「非核・平和の町」を宣言します。としている。</p> <p>いまから40年前に宣言しているが、世界情勢が緊迫している中、今ほど宣言をしっかりと受け止め実践し行動することが求められていると考える。そこで以下伺う。</p> <p>(1) 町長は大河原町「非核・平和の町」宣言についてどのように受け止めているか認識を伺う。</p> <p>(2) 宣言では「大河原町は、我が国の非核三原則、「造らず、持たず、持ち込ませず」を完全に実施させることを求め、すべての核保有国に対し、核兵器廃絶を求めています」としている。<br/>① これまで実践し行動してきた経緯について。<br/>② 報道によれば高市首相は、これまでの政権が被爆国として守ってきた「非核三原則」の「核を持ち込ませず」を見直し有事や平時に米軍の核兵器が日本国内に一時的に配備・寄港できるようにする論議があると報じられている。どう考えるか伺う。</p> <p>(3) 「核を持ち込ませず」を見直すということは日本を再び戦争の道に引きずり込む危険に他ならないと考える。政府に対して全国町村会等で他自治体の首長とも連帯し、戦争に逆戻りさせないよう声を上げていくべきでないか。</p> |

| No. | 質問者  | 質問事項                         | 質問の要旨  |
|-----|------|------------------------------|--|
| 3番  | 万波孝子 | 2. 賑わい交流拠点施設調整池築造工事の変更契約について | <p>去る2月17日、2月会議において上程された「議案第9号工事請負契約の変更契約の締結について」当日、開かれた議会運営委員会で副委員長から、取り下げの提案があり、取り下げが実現するという異例の事態が起きた。この議案については3月会議に再提案されることになっている。そこで以下伺う。</p> <p>(1) 町長は今回の議案取り下げについてどのように考えているか。</p> <p>(2) 変更計画の内容は、賑わい交流拠点施設整備調整池築造工事の変更で、当初金額112,200,000円を58.4%増の65,527,000円を増額し、契約額を177,727,000円に改めるもの。こんな増額も今まで聞いたことがないだけでなく議決前にすでに追加工事は1月末時点で85.9%完了しているのにも驚いている。</p> <p>① 本来ありえない事態であり、行政運営に問題ありでないか。さらに議会軽視、町民無視と言えないか。</p> <p>② 契約変更前に工事に着手することは原則として建設業法19条第2項違反にあたるといわれている。問題ないのか。</p> <p>(3) 追加工事費65,527,000円の内訳は①築堤盛土10,044,300円、②調整池底盤・法面46,620,000円③防火水槽7,238,000円④電線管1,624,700円であることが明らかになった。受注している事業者から変更の話が最初に担当課にあったのは①令和7年6月②同年6月③同年6月④令和8年1月と説明を受けたが町長も副町長も1月に入ってから変更額も含めてこの事実がわかったということが信じられないので町長にはっきりとした事実を確認したい。また工期3月20日までという期日を最優先させたというが工期を延期してでも正常な行政運営や手続きを何よりも優先すべきではなかったか。伺う。</p> <p>(4) 今回の事態を踏まえた再発防止策について伺う。</p> <p>(5) 町民への説明責任をどう果たしていくのか。</p> |
|     |      | 3. 買い物等が困難な高齢者の足の確保について      | <p>近年、高齢化に対応した町づくりが強く求められている。農林水産省の農林水産政策研究所が、店舗まで500m以上かつ自動車利用困難な65歳以上の高齢者を「食料品アクセス困難人口」と定義し、2020年国勢調査などのデータを基に分析した結果、該当者は904万3000人にのぼったことを公表している。900万人を突破したのは初めてで、この調査から高齢者の4人に1人が「買い物難民」と言われている。本町でも深刻かつ切実な声として、食料品の買い物に</p>  |

| No. | 質問者  | 質問事項                                    | 質問の要旨  |
|-----|------|---|--|
| 3番  | 万波孝子 | 3. 買い物等が困難な高齢者の足の確保について                 | <p>困難を抱える高齢者が増えている。買い物に限らず高齢者の足の確保の充実の声は年々高まっている。更なる対策について伺う。</p> <p>(1) 高齢者が食料品の買い物に困難を抱えてる実態どのように把握しているか。</p> <p>(2) 買い物や通院等のために利用されているデマンドタクシーは重要な役割を担っているが台数を増やすなど運行計画全体の見直しが必要になっていると考えるがどうか。</p> <p>(3) デマンドタクシーを補う手段として「タクシー割引券」の交付を希望する声が強く出されている。例えば75歳以上の高齢者を対象にする等、検討しニーズに応じていくべきではないか。</p> <p>(4) 高齢者福祉の充実は増々もとめられているが新規事業や充実を図っていく施策について伺う。</p>   |
| 4番  | 今野智志 | 1. 本町のふるさと納税における地場産品基準の遵守と持続可能な財源確保について | <p>本町のふるさと納税寄附額は令和6年度に31億円を超え、県内3位の実績を上げている。しかし、その内訳の大部分が特定の企業の製品に依存しており、地元の農産物や商工業製品による寄附額は極めて少額にとどまっている。総務省による地場産品基準の厳格化が進む中、本町の現在の運用が告示第179号第5条第3号の規定（製造工程の主要な部分による付加価値の創出）に真に適合しているのか、また、特定企業に過度に依存した財政構造のリスク管理について、以下町長の認識を問いたい。</p> <p>(1) 地場産品基準（第3号）の適合性と確認体制について<br/>本町の返礼品の主力である家電製品等について、町内工場における製造・加工工程が、総務省の定める「主要な部分を行い、相応の付加価値が生じている」という基準をどのように満たしていると認識しているか。また、個別の製品ごとにその工程を精査・把握する体制は整っているのか。</p> <p>(2) 特定企業への依存に伴う財政リスクについて<br/>寄附額の大部分が特定一社の製品によるものである現状において、将来的な制度改正や基準不適合の指摘により、これらの製品が対象外となった場合、本町の財政計画（基金運用や事業継続）に及ぼす影響をどう試算しているのか。</p> <p>(3) 地場産品（農産物・特産品等）の掘り起こしと支援策について<br/>特定企業製品を除いた寄附実績が極めて限定的である現状をどう分析しているのか。町内の農業者や中小事業者が主役となる返礼品の開発・育成に向けた、具体的な戦略と支援策を伺いたい。</p> |

| No. | 質問者   | 質問事項                              | 質問の要旨   |
|-----|-------|-----------------------------------|---|
| 4 番 | 今野 智志 | 2. 賑わい交流拠点施設の管理運営における財政負担と透明性について | <p>整備が進む賑わい交流拠点施設について、16 年間で約 22 億円という巨額の維持管理費のうち、町の持ち出し（一般財源）が約 89%に達する計画となっている。維持管理費については補助金もなく、町民の血税が投入される大規模プロジェクトとして民間のノウハウが真に財政負担の軽減に寄与しているのか、また事業選定や契約構造が適正であるか以下、伺いたい。</p> <p>(1) 維持管理運営における財政負担の圧縮と収益還元の実効性について<br/> 施設完成後の一般財源負担を最小限に抑えるための策を、これまで町は「民間のノウハウ」を何度も強調してきたが、</p> <p>① 自主運営事業等による収益見込みの積算根拠と、それが具体的に「何%」の一般財源を圧縮する目標があるのか。</p> <p>② 事業者の利益が出た際の「町への還元ルール」の明確な基準、および下回った場合のリスク分担が、町民の利益を最優先した契約内容となっているか。</p> <p>(2) 一括発注による包括管理の妥当性と事業者選定の公平性について</p> <p>① 既存施設も含めた一括発注（包括管理）が、真にコスト削減に繋がっているのか、これまでの既存施設の管理実績と比較した具体的な根拠を伺いたい。</p> <p>② 一社だけの応募により競争が働かない中、特定の事業者グループによる運営が「高コスト・低サービス」に陥らないための担保策を伺いたい。</p> |
| 5 番 | 高橋 芳男 | 1. 学校体育館におけるスマートロックの導入について        | <p>1 番目の質問は、学校体育館におけるスマートロックの導入についてです。</p> <p>スマートロックとは、スマートフォンや IC カード、暗証番号、生体認証などを使って、鍵の施解錠を行うシステムです。また、従来の鍵に比べると利便性と防犯性が格段に向上しており、鍵の紛失リスクの軽減や入退室記録の管理が簡略化できる点も特長です。2024年1月の能登半島地震では、避難所の鍵を管理する担当者の到着が遅れ、避難してきた住民が屋外で待たされるなど、入口が施錠されていて避難所に入れない事例が複数報告されていますが、これは能登半島地震に限ったことではありません。</p> <p>そんな中、埼玉県飯能市では、2026年4月からの本格運用を開始します。学校の体育館は、学校での使用のみならず、災害時の避難所として重要な施設であり、そのセキュリティー機能は非常時こそ重要になります。</p> <p>体育館使用の利便性と、災害時の迅速な受け入</p>   |

| No. | 質問者    | 質問事項                       | 質問の要旨   |
|-----|--------|----------------------------|---|
| 5 番 | 高橋 芳 男 | 1. 学校体育館におけるスマートロックの導入について | れ、防犯対策・管理体制強化のため、このスマートロックの導入を推進または検討すべきだと思うが、町長の見解を伺う。   |
|     |        | 2. 役場窓口でのディスレクシア対策を        | <p>2 番目の質問は、役場窓口でのディスレクシア対策をであります。</p> <p>ディスレクシアは国内で人口の約 7%いるとされ、文字の読み書きに特化した困難を持つ。普通の会話では不自由がないため、周囲からは「努力不足」などと誤解され、理解されにくいこともある。</p> <p>読む際に文字が動いて見える、文字の抽出に時間がかかる、漢字が読めない・書けない、写し間違いが多い、長文が読めない等の症状が出るもので、学習障害(LD)の区分に含まれ、DSM-5(米国精神医学会診断基準)では「限局性学習症」の漢字障害としてあつかわれている。</p> <p>ディスレクシアは文字が読めないと表現されることが多いが、正しくは読むのが極端に遅く、よく間違える状態と言える。1 文字を読むのに時間がかかり、間違えることもあるといった状態では、読むだけで疲れてしまって、意味を把握する段階まで至らず、さらには心身症などの二次障害の状態になることもある。当事者の一人の大学 3 年生は、「文字を読むだけで疲れてしまい、意味を理解するにも時間がかかる」と話し、特に市役所窓口での申請手続きには一苦労するという。書類の見本は漢字表記が中心で、スタッフに声を掛けられても「読み書きが苦手」と切り出しにくく、手続きを諦めてしまったり、書類を家に持ち帰り、家族の助けを借りて再申請したこともあったという。</p> <p>神奈川県藤沢市では、1 月から市役所の窓口「ひらがな表記見本」を設置し、ディスレクシアへの配慮を行っている。</p> <p>わが町でも、ディスレクシアをはじめとした読み書きの苦手な人をサポートする「ひらがな表記見本」の設置を推進すべきだと思うが、町長の見解を伺う。</p> |
|     |        | 3. 出生届をスマホで                | <p>3 番目の質問は、出生届をスマホで、であります。</p> <p>2024 年 8 月 30 日からの法務省の省令改正により、出生届の届出時に添付する出生証明書に医師等の電子署名が無くてもオンライン提出ができるようになった。</p> <p>出生届と出生証明書は誕生日から 14 日以内に市区町村に提出する必要があるが、マイナポータルを活用により、利用者は出産直後に市区町村の窓口まで書類を持参しなくても、スマートフォン等からオンラインで出生届を提出できるようになる。</p> <p>ただし、オンラインでの提出には、生まれた子の親の本籍地の市区町村がオンライン提出に対応している必要がある。</p> <p>現行でも制度上はオンラインでの提出が可能だ</p>   |

| No. | 質問者    | 質問事項             | 質問の要旨   |
|-----|--------|------------------|---|
| 5 番 | 高橋 芳 男 | 3. 出生届をスマホで      | <p>が、その場合は出生証明書に医師の電子署名が必要となるため、実施している自治体がなかった。</p> <p>法務省は8月にも戸籍法施行規則を改正し、医師の電子署名を不要とする。デジタル庁もマイナンバーカードの専用サイト「マイナポータル」を改修し、医療機関が作成した出生証明書をスマホなどで撮影して画像添付できるようにする。これを受け、一部の自治体の実施に踏み切る見込みだ。</p> <p>26年度からは、マイナポータルと法務省の「戸籍情報連携システム」をつなげ、小規模な自治体でも実施しやすい仕組みを導入する。親はマイナポータルで出生届の入力・提出のみを行い、出生証明書は医療機関から直接自治体に電子データで送信できるようにする。導入した自治体では、手入力での作業が不要となり、職員の負担も軽減される。</p> <p>政府は昨年度から一部の自治体で、妊婦や乳幼児の健診に必要な問診票をデジタル化しており、26年度から全国展開する。保育所に入るための見学予約や入所申請なども、26年度からオンラインで簡単に手続きできるシステムを整備する。</p> <p>わが町でもこのシステム化の準備を進め、周知の徹底を行って、迅速な移行を進めていくべきだと思うが、町長の見解を伺う。</p>                    |
| 6 番 | 佐藤 暁 史 | 1. 不登校児の健康診断について | <p>近年、不登校児童・生徒数は全国的に増加傾向にある。文部科学省の調査では、年間30日以上欠席する児童・生徒数は過去最多を更新し高止まり傾向にある。不登校への支援は学習面や心理面の支援が中心だが「健康面の支援」も同様に重要であると考えられる。学校で実施される健康診断は、疾病の早期発見だけでなく、視力や聴力低下、心身の不調、発達上の課題などに気づく大切な機会であると考えられる。</p> <p>しかし不登校の児童・生徒にとっては、学校での集団健診に参加すること自体が心理的負担となり受診できないケースがある。本町は大規模自治体とは異なり、児童・生徒数も比較的把握しやすい規模である。だからこそ一人ひとりに目が届く支援体制が構築できるのではないかと考える。そこで不登校児童・生徒の健康診断受診状況の把握と受診機会確保について伺う。</p> <p>(1) 本町の不登校児童・生徒の数は小学校、中学校と現状でどのくらいいるのか。</p> <p>(2) そのなかで基礎的な身長体重、内科検診の未受診者数がわかれば示してほしい。</p> <p>(3) またこの現状を町としてどう捉えているのか認識を伺う。</p> <p>(4) 本町では学校での健康診断を受けられなかった児童・生徒に対し、医療機関での個別受診など代</p> |

| No. | 質問者   | 質問事項              | 質問の要旨   |
|-----|-------|-------------------|---|
| 6番  | 佐藤 暁史 | 1. 不登校児の健康診断について  | <p>替手段が整備されている。その仕組みは他自治体より進んでいると理解している。</p> <p>① 保護者へ周知はどのようにしているのか伺う。</p> <p>② どこで申し込むのか。</p> <p>(5) 不登校児童・生徒の健康状態はどのように把握しているのか。現状を伺う。</p> <p>(6) 不登校は教育課題であると同時に、保健・福祉からの視点も重要だと考える。教育委員会と健康推進課、福祉課など福祉関係部局との情報共有や連携体制は構築されているのか。現状を伺う。</p>   |
|     |       | 2. 学校支援員の移動教室について | <p>小学校には社会見学などようにバスなどを使用した移動教室がある。そのバス移動で学校支援員が児童と同じバスに乗って移動できない、バス内でも子ども達の支援をしたいができないというもどかしさがある。これは本町だけでなく全国的どこにでもある制度的な課題だと考える。</p> <p>なぜ一緒に移動できないかという、支援員は自治体の会計年度任用職員で、移動時間が勤務時間内だとしても自治体や学校の規定で「引率教職員」として定数に含まれないからである。その場合は万が一事故が起きたとき、公務災害の適用や責任の所在が曖昧になってしまうからである。</p> <p>学校支援員は自治体の予算で雇用されているので、その活動範囲が「校内」に限定されている。つまり校外での活動が当初の契約や予算措置に含まれていない。そのために活動が制限されて動けないというジレンマが存在している。こうした「制度の谷間」を埋めるため、近年では合理的配慮の観点から柔軟な対応を求める声が全国的にも広がりを見せてきている。</p> <p>特に低学年の子ども(1年生から2年生)で特性が強い場合、社会見学などは「楽しみ」以上に「不安」や「試練」になる場合もある。この時期の子どもたちは自分の不安を言葉でうまく説明できない子もいるので、パニックや飛び出しなどの「危険行動」として現れる場合もある。そういった状況で普段の特性を熟知している支援員がバスに乗れないのは、保護者としても学校側としても「リスク」になるはずである。</p> <p>これは制度上すぐ解決できない難しい課題だとは理解している。しかしこのような現場の声があることを町と議会で受け止め、子ども達がより安心して学習できる環境の整備に取り組むことは本町の明るい未来に繋がると考えるので以下伺う。</p> <p>(1) このような「制度の谷間」とも言える教育現場の声を町は把握しているか。</p> |

| No. | 質問者   | 質問事項   | 質問の要旨  |
|-----|-------|--|--|
| 6 番 | 佐藤 暁史 | 2. 学校支援員の移動教室について                                    | <p>(2) 制度上でも様々なハードルがあり今すぐ解決するのは難しいが、この課題について町はどう考えているのか見解を伺う。</p> <p>(3) この問題について今後①から④の制度面での研究をする考えはあるか。</p> <p>① 支援員のサービス規定を「校外での学習時の支援を含む」と職務内容の拡張を検討する。</p> <p>② 支援員を「引率補助者」として正式に位置付ける検討を行う。</p> <p>③ 学校ごとに個別の指導計画の見直しや研究を行う。</p> <p>④ 県に制度整理を要望する。</p>   |
| 7 番 | 遠藤 勇耶 | 1. 全町広域 Wi-Fi 構想の実現可能性と公共施設 Wi-Fi 整備の優先順位および実施方針について | <p>町長はこれまで、広域 Wi-Fi 構想について言及され、全町整備という将来的なビジョンを示されてきました。その構想自体を否定するものではありません。</p> <p>しかし、今優先すべきは、役場庁舎、図書館、公民館、指定避難所といった公共施設への Wi-Fi 環境整備ではないでしょうか。</p> <p>GIGA スクール構想により、子どもたちは一人一台端末を持つ時代となりました。</p> <p>息子たちが長期休み中に参加した放課後子供教室において、学校から出されていたタブレットによる宿題に取り組もうとしましたが、公共施設に Wi-Fi 環境がなく、その場では宿題を進めることができませんでした。</p> <p>他の参加児童も端末を持参していましたが、活用できない状況でした。これは特定の家庭の問題ではなく、デジタル学習が前提となった今、多くの子どもたちに共通する課題ではないでしょうか。</p> <p>さらに、防災の観点からも重要であります。</p> <p>災害時にはスマートフォンで情報を得ることが前提となっておりますが、避難所となる施設に安定した通信環境がなければ、安否確認や行政情報の受信に支障が生じかねません。</p> <p>図書館や公民館は、若者や学生の居場所でもあります。Wi-Fi 環境を整えば、学習や調べ物、進路研究などに活用でき、滞在型の公共施設としての価値も高まります。</p> <p>Wi-Fi は特別な設備ではなく、学習・防災・交流を支える現代の基盤インフラであります。</p> <p>広域 Wi-Fi 構想の議論とは切り分け、まずは町民生活に直結する公共施設から整備を進めるべき時期に来ているのではないのでしょうか。</p> <p>そこで伺います。</p> |

| No. | 質問者    | 質問事項   | 質問の要旨  |
|-----|--------|--|--|
| 7 番 | 遠藤 勇 耶 | 1. 全町広域 Wi-Fi 構想の実現可能性と公共施設 Wi-Fi 整備の優先順位および実施方針について | <p>(1) 全町広域 Wi-Fi と公共施設への Wi-Fi 整備について、町としての優先順位をどのように整理しているのか。</p> <p>(2) それぞれの整備に要する概算事業費および維持管理費はどの程度と見込んでいるのか。また、財源内訳の想定は。</p> <p>(3) 町長任期中に、いずれかの整備を具体的に前進させる工程を示せるのか。</p>  |
| 8 番 | 大沼 忠 弘 | 1. 地域ブランド育成について                                      | <p>地域・自治体ブランド認証制度とは、多くの自治体が地域の優れた産品、技術、サービスを「ブランド」として認定し、その価値を地域内外に広く発信していくための取り組みであり、地域の魅力向上や経済の活性化を目指しているものである。県内でも登米市や近隣の山元町、蔵王町において認証、認定によるブランディングが図られている。生まれるメリットとしては、品質保証と信頼性向上、地域産品の差別化、認知度向上と販路拡大、生産管理の強化などが期待される。本町では既に企業努力により全国的に認知された銘菓などもあり、ブランド化の重要性は顕著であると受け止めている。これまでも一般質問、予算決算の質疑においてブランド化について触れてきたが、具体例を挙げれば枝豆や玉ねぎといった農産品についてもブランド化に繋がりたい思いとは裏腹になかなかそのようになっていないもどかしい現実があるのではないかと見ている。地域ブランドは行政だけで築き上げるものではなく、生産者、加工業者、販売業者、更には地域やそこに集う人びとから構築されるものであるから、このような仕組み、制度を確立することで地域ブランドの育成を推進すべきと考えることから以下伺う。</p> <p>(1) ブランド認証制度を導入する考えはないか、制度化することにより供給側はもちろんのこと、需要側にも地域ブランドに意識を持つ効果が生れると期待するがどうか。</p> <p>(2) 地域ブランド育成の一翼を担うのが観光物産協会かと思うが、これまで祝日の営業については人員確保の課題といった理由で難しいとの回答を得ているところである。祝日営業して翌日を休業にすれば営業日の変更だけで従来的人员で祝日営業可能になるのではないか。</p> <p>(3) 昨年4月に隣町のしばたの未来株式会社が「一目千本桜」を商標登録した、区分としては第29類で、内容は白石川堤の桜の倒木や間伐されたものを再利用し、自然乾燥させて桜チップで燻製した商品の商標の登録内容のようではあるが、一目千本桜は地域共有の財産との認識があり、一法人が商標を取得した事実にも引っ掛かりを感じたとこ</p> |

| No. | 質問者  | 質問事項             | 質問の要旨  |
|-----|------|------------------|--|
| 8 番 | 大沼忠弘 | 1. 地域ブランド育成について  | <p>ろではある。今後本町内でも様々な商品を展開していくことも想定される上で、具体的に商標登録の第29類は主に動物性の食品や加工された野菜が該当する区分であり、このような商標登録が障壁となることがあった場合はどのような対応をするのか。</p> <p>(4) あるテレビ番組で取り上げられていた話題として、仙台で展開しているラーメン店が無償で配布している店舗のオリジナルシールが若者の間で流行っていてスマホや自転車に張り付けているのが紹介されていた。このような例もあるので間もなく本町でも恒例の桜まつりが始まるので、そうした他地域から多くの来町が見込まれるところはもちろん、通年で本町のオリジナルシールのような配布品を活用して町の認知度アップにつなげてみてはどうか。</p> <p>(5) 町として農産品でも加工品でも物品に限らずとも特にコレをブランド化することに注力していくと予定、考えていることはあるか。</p>  |
|     |      | 2. 公共施設維持管理等について | <p>役場庁舎は築40年以上が経過、経年と共に大小含め改修や修繕を行いながら公共施設等総合管理計画及び長寿命化計画に沿って維持管理が図られているところではあるが、目に見えるところの建屋外壁の汚れも気になる箇所の一つではある。他の施設についても消防ポンプ小屋の修繕について予算決算委員会の中の質疑も含め確認をしてきたところではあるが未だ要望通りの修繕がなされていない部分もあると認識している。また公共施設は文化・風習を繋いでいく役割の他、災害等を想定した備えの充実を目指して行くべきと考えることから以下伺う。</p> <p>(1) 役場庁舎の外壁について、建築されてから今まで洗浄または塗り替えが行われたことはあるのか。またこの先そのような予定、計画はあるのか。</p> <p>(2) 令和5年12月定例会での一般質問質疑にて、消防ポンプ小屋の屋根や軒の塗装についての答弁では、職員の定期点検を踏まえて計画的に対応してまいりたいとのことであった。定期点検の状況と実際に修繕等を行った実績はあったのか、また点検の結果修繕計画に組み込まれた案件はあるのか。</p> <p>(3) 町内のどんと祭実施箇所が減少してきているのに加え、焚き上げする正月飾りの量も年々減少傾向にあるのが現場を見ていて感じ取れる。当たり前と思っていた風習や慣習も時代や生活スタイルとともに変化してきているように感じる。最近では祝祭日、いわゆる旗日に玄関先に国旗を掲揚す</p> |

| No. | 質問者   | 質問事項               | 質問の要旨   |
|-----|-------|--------------------|---|
| 8 番 | 大沼 忠弘 | 2. 公共施設維持管理等について   | <p>る光景を目にすることも少なくなってきた。国旗の掲揚はこれからも繋げていく文化・風習であるとする。町で所管する公共施設については体育館や公民館他、旗日に開館している施設については国旗を掲揚するのが自然ではないかと考えるがどうか。</p> <p>(4) 普通免許で運転できるトラックは、免許取得時期によって車両総重量の上限が異なり、規制が段階的に厳しくなっていることから、物流業界ではドライバー確保の為に普通免許で運転できるトラックの導入が図られているようである。様々な業種においてもこの規格のトラックが重宝されているということで、本町の公用車両においても普通免許で運転可能なトラックが災害時等の機動力として大いに役立つのではないかと考える。導入の考えはないか。</p>  |
| 9 番 | 山崎 剛  | 1. 駅前図書館の現状と課題について | <p>町長は図書館について、「町民が読書を親しみ、本を読む習慣を身につけることができる身近な社会教育施設として、図書資料の収集、整理、提供、町民が学び続ける学習環境、利用しやすい図書館の維持管理に努めるほか、読み聞かせボランティアと協力したイベントを充実し、子どもから高齢者まで、幅広い年代に向けて情報発信することにより読書や研究などでの自己研鑽の場として楽しく気軽に利用できる図書館を目指します」と毎年の施政方針などで述べております。</p> <p>自分が所属しております、文教厚生常任委員会での所管事務調査で所管課から説明聴取、意見交換を重ね、現状の理解と課題を把握し、町政課題解決のための方策を探ってまいりました。職員の方からの要望として、充実した資料や各種情報機器などを通じて、皆さんの「学び」「健やか」「交わり」をサポートしたい旨の意見がありました。</p> <p>例えば、子どもフロアに絵本、児童書、紙芝居、子どもの CD・DVD、子育ての本、日本語学習の本、ブックシャワーなど。暮らしのフロアにジャンル別の図書（健康、ビジネス、環境、防災、政治、法律、料理、旅行、地理、スポーツ、ICT、動物、点字図書、CD・DVD、データベースなど。）学問と芸術のフロアに、一般図書コーナーとして（日本文学、外国文学、時代小説、哲学、宗教、歴史、伝承、自然科学、芸術、言語など）大活字本、雑誌、新聞、電子雑誌などの各コーナーの増設に伴う、本や雑誌、DVDを整理するバックヤードの新設が必須と思いつくところから、現地のとなりのテナントの某保険会社が、まちづくりオーガ内に転居する情報がありました。</p> <p>ぜひとも、この機会を逃さずに図書館の増改築を検討して頂きますよう、町長の見解を伺います。</p> |

| No.  | 質問者  | 質問事項               | 質問の要旨   |
|------|------|--------------------|---|
| 9 番  | 山崎 剛 | 1. 駅前図書館の現状と課題について | <p>(1) 隣接するテナントの面積が広すぎるのであれば、はたらく館に保管してある昆虫標本を移設して、常時展示する検討をすべきと思うが見解を伺う。</p> <p>(2) 第二の案として、民俗資料収蔵品も保管環境が十分でない状況にあることから、一部を移設、展示して(1)ともども、町民、来町者が見学できる状態を検討すべきであると思う。見解を伺う。</p>  |
| 10 番 | 須藤 慎 | 1. 国の暫定予算について      | <p>暫定予算とは、年度開始前（4月1日）までに本予算が成立しない場合、行政サービスの中断を避けるため、一定期間の必要最小限の経費を計上する予算のことである。（一般質問提出日の2月25日現在）高市首相は、2026年度予算案について、年度内成立を目指す方針を示しているが、国会日程が衆議院議員選挙の影響で例年より約1か月遅れているため年度内成立が難しくなれば、暫定予算が編成されるとの報道があることから以下伺う。</p> <p>(1) 国庫補助金や地方交付税の額が確定していないため、自治体は新規の事業や公共事業の発注を抑制せざるを得ない。年度当初は継続事業を中心とした予算の執行に限られ、地方自治体は国の本予算成立後に補正や予算の組み替えが行われるとの報道がある。また、仙台市の財政担当課の担当者は、「実務上は、議決が成る前提で準備していくことになると思う。それにはリスクが伴うため課題を整理しているところ」との報道もあった。これらの点についての見解を伺う。</p> <p>(2) 財政力が弱い自治体への影響が大きいとの報道であるが、本町への影響を伺う。</p> <p>(3) 給食費の無償化について、本町においては既に町単費で実施しているが、国の新年度予算から無償化が実施されることになっている。与野党が一致すれば例外的に暫定予算に組み込まれるかもしれないとの報道もあるが、この点についての本町への影響を伺う。</p> <p>(4) 河川敷右岸に整備中の（仮称）賑わい交流拠点施設整備事業への影響はあるのか伺う。</p> <p>(5) 上記以外で、暫定予算となった場合、本町にとってどのような影響がでると考えているのか伺う。</p> |
|      |      | 2. 多文化共生社会について     | <p>大河原町内在住の外国人は、主要施策成果説明書によると、令和3年度121人、令和4年度158人、令和5年度174人、令和6年度181人（国籍の主な人数：インドネシア81人、中国21人、フィリピン20人、ベトナム</p>   |

| No.  | 質問者    | 質問事項           | 質問の要旨   |
|------|--------|----------------|---|
| 10 番 | 須藤 慎   | 2. 多文化共生社会について | <p>18人、韓国16人、アメリカ5人、スリランカ5人、インド3人等)と年々増加傾向にある。</p> <p>外国人にもやさしい町づくりや多文化共生社会の地域づくりを推進すべきと考えることから以下伺う。</p> <p>(1) 外国人にやさしい町づくり、多文化共生社会の地域づくりについての町長の所感を伺う。</p> <p>(2) 令和7年度の町内在住外国人の人数を伺う。</p> <p>(3) 町内在住外国人の男女比及び年代別の割合を伺う。</p> <p>(4) 町内在住外国人との交流事業を実施すべきと考えるがどうか。</p> <p>(5) 在住外国人の意識や実態を把握するための実態調査(アンケート調査)を実施すべきと考えるがどうか。</p> <p>(6) 「国際化・多文化共生推進計画」等を策定すべきと考えるがどうか。</p>                         |
| 11 番 | 佐久間 克明 | 1. 町内の景況について   | <p>国や町においてこれまで様々に物価高騰対策がなされてきた。特に本町での一人5000円の商品券は国の予算が可決される前に準備配布されており大変好評だったと感じている。その一方で企業に目を向けるとまだまだ物価高騰分を価格転換できていない業種も多く苦しい状況が続いているように感じている。宮城県商工会連合会より届いた2025年7月から9月期の「宮城県商工会地区中小企業景況調査報告書」を見ても県下全産業(製造業・建設業・小売業・サービス業)の業況DI(景気動向指数)が前期△30.4ポイント、今期△34.7ポイント、来期見通し△31.8ポイントとなっている。町内事業所に対しての景況について町の考え方や今後の関わり方について以下質問する。</p> <p>(1) 町内の景況を町ではどのように把握し感じているか。また町民向け、事業所向けの支援など具体的な施策を考えているか。</p> |
|      |        | 2. 行政DXについて    | <p>本町においても政策企画課内にデジタル政策推進室をおき、令和7年3月には大河原町デジタル・トランスフォーメーション推進員設置規程を設けている。</p> <p>(1) 現状の取組みと方向性を伺う。</p> <p>(2) 物価高騰対策等における商品券や、支援金、給付金を配布する際に、印刷費や手数料額の削減のためにデジタルを活用できないか。また、町公式LINEの機能活用など検討したことはあるか。</p>  |

| No.  | 質問者    | 質問事項            | 質問の要旨   |
|------|--------|-----------------|---|
| 11 番 | 佐久間 克明 | 2. 行政DXについて     | (3) 庁舎内各課のシステムメンテナンス料は合算すると相当な金額になる。システムエンジニアのような知識と経験を持つ人材の採用は考えないか。   |
|      |        | 3. 専門職・技術職員の配置  | 前項のDXも含めて全国的に自治体の事業や取り組み、作業は多岐にわたり、高度化、加速化していると感じている。また、公共施設の維持改修も継続されている。専門知識や経験を持つ人材が必要と考える。<br>(1) デジタル、土木建築の専門職や技術職員の有資格者数や配置状況を伺う。<br><br>(2) 専門職や技術職員の確保を考えてはどうか。   |
| 12 番 | 佐藤 巖   | 1. 県道白石柴田線を再度伺う | 12月議会での上大谷地区において長きにわたり要望のあった、50号線拡幅について町は住民と大河原土木事務所と本町3者で述べ11回協議の場を設け、県が事業主体となり[すれ違い可能待避所]9ヶ所、道路の拡幅約294mの改良工事を施し、すれ違い可能区間が増え令和7年3月完了、車両通行に大きな成果が得られ、拡幅工事終了との答弁であった。そこで伺う。<br><br>(1) 長年40年以上要望のあった地区住民の要望はすれ違い待避所の増設が主体であったのか。<br><br>(2) 拡幅要望がある県道で短い区間で9ヶ所も待避所があるような県道は県内にあるのか。<br><br>(3) 他市町村より人々を呼ぶ、町が進めている賑わい交流施設に通じる県道50号線を町当局は賑わい交流施設に通じる道路ではないとの答弁であった。何故待避所が9ヶ所もある上大谷区間の県道にパークゴルフ場は右折という矢印付きの案内が3ヶ所も立っているのか。矛盾していると考えがどうか。<br><br>(4) 町長は大河原町が現在進めている県とのコラボ事業に関連した「賑わい交流拠点施設」の整備を機に町長は村井知事に対して先んじて40年以上前から上大谷の住民の悲願である県道の全面拡張を要望すべきではないのかと考えるがどうか伺う。 |
|      |        | 2. 東部集会所について    | 度々この問題も取り上げてきたが、去る令和8年2月13日東部3区長が出席した説明会が初めて開催されたが、どのような説明がなされ、区長からの意見などが出たのか、資料のみでは把握できかねるので、具体的に詳細を伺う。  |
| 13 番 | 岡崎 隆   | 1. 地方自治の根幹を問う   | 2月上旬にすべての議員に大河原町定例会2月会議の議案書が送付され、目を通すと通常考えられない白石川右岸整備事業に伴う「賑わい交流拠点施設整備調整池築造工事」の変更契約が記載された議案   |

| No.  | 質問者  | 質問事項          | 質問の要旨  |
|------|------|---------------|--|
| 13 番 | 岡崎 隆 | 1. 地方自治の根幹を問う | <p>第9号の議決を求める議案が上程されており驚きました。同僚議員と連絡を取り、執行部や事務局から金額の訂正の連絡が来るだろうと思いましたが、何の連絡もなく予定通りの2月17日の全員協議会、2月会議の当日を迎え、9時からの定例会開会前の議会運営委員会の冒頭で副委員長から議案取り下げの提案を受け、その後の全員協議会も紛糾し担当課、副町長からもこの議案提出に至った経緯を聞きましたが、議員として社会人として納得のいくものではありません。また本件は許されざるべき事案と捉えており、町民に対しても説明がつかない点多々あるので以下伺います。</p> <p>(1) 告示から全員協議会当日の2月17日までの数日の間に議員や事務局との接触はあったのか。</p> <p>(2) 6月の当初の議決金額1億1千2百20万円から数か月にかけて予算が積みあがっていったのに説明機会、全員協議会4回、令和7年11月に行われた総務産業委員会の所管事務調査でも一切の説明がされていないのは意図的な隠ぺいと疑われても仕方のない状況である。このことを現在どう捉えているのか。</p> <p>(3) 説明、言い訳の中で我々議会には要求水準書の詳細も示されていない中、業者側の提案で掘削土の土質改良や底盤のメッシュ鉄筋、金テコ仕上げなどが施された。<br/> 人のみの立ち入りが当初の計画で、当初の予算の根拠であった。議会にも町民にも周知せず、来訪者のためのイベントによるキッチンカーの乗り入れ等を考慮し、この経費増につながったとの説明があったが、そもそもその相談を受けたらまず議会に説明し、大体の予算増幅額を幾度とあった説明の機会で示し、工事着工以前に補正予算を議決してから工事に取り掛かるのが行政として責任ある進め方であるのに、冬場の工事は底盤等にひびが入るからという説明で議決をもらういとまがなかったというのは町民からも全くの詭弁であるという意見も届いている。<br/> この件に関して見解を求める。</p> <p>(4) 更に工事が8割以上進んでいることも異常な状況であるが、工事を進めるにあたって業者が勝手に進めることは考えられない。指示書等が2回目の説明資料として示されたが仮契約、契約に関わる公的な書類や設計に関わる資料は何も開示されず、法をゆがめる行為ではないかと考える。町長、副町長が最近まで知らなかったということ信じられないという町民が多く、今回の件をどのように収束しようとするのか伺う。<br/> この現状をもたらした行政責任を町長はどう受け止めているのか伺う。</p> |

| No.  | 質問者  | 質問事項           | 質問の要旨   |
|------|------|----------------|---|
| 13 番 | 岡崎 隆 | 1. 地方自治の根幹を問う  | <p>(5) このような一連の乱暴な進め方は役場全体の予算の配分が大きく偏ることにもつながりかねないと推測される。特に民生、教育などの予算にしわ寄せが起こることが懸念されるが、令和8年度当初予算において白石川右岸整備事業による各課への弊害は出ていないのか伺う。</p> <p>(6) 最後に2月17日の議案の取り下げに至った日の全員協議会に町長は姿を現さず、自ら説明することも謝罪もなかった。町長は議会というものをどのようにとらえているのか。また年始の賀詞交歓会の冒頭のあいさつの中で「住民投票による白石川右岸整備事業の賛否を問う、多くの町民の署名簿を添えた住民投票条例が議会に提出されたことを受け、否決とはなったがこのような事実を真摯に受け止め、今後より一層町民に丁寧な説明に努める」と述べておりましたが、現在の状況はその発言以前にすでに町民を偽ったと受け止められても仕方のないことと思うが町長の見解を伺う。</p> |
|      |      | 2. 駅前図書館の充実を急げ | <p>大河原駅前図書館は蔵書数5万5千冊（一般図書32000冊、児童図書21000冊、オーディオビジュアル2000点）を揃え大河原駅前図書館は利便性が高く、町内外の利用者に選ばれる図書館として喜ばれております。</p> <p>開館当初は特定の事情で図書館の位置づけではなく図書室であった。その後、周辺事情も変化し確かな図書館としての機能を備えるものに進化しているものととらえている。しかしこの図書館に対して今年度、担当課への聞き取りや文教厚生常任委員会の所管事務調査を重ねる中で、バックヤードの不足や利用可能な方や移住してきた方などには周知が薄いのが現状である。</p> <p>大河原町の中心性を活かした好立地にある図書館を更に充実していくことは必然であり、今後に向けて課題もあることから町としてこの図書館の充実に向けた方向性についてどのような取り組みを進めるのか見解をお示してください。</p>            |